

3月末、核燃料サイクル確立は原子力政策の基本という小泉政府によって、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場で、プルトニウムを抽出する試験運転(アクティブ試験)が始まった。それに合わせて佐賀県の玄海原発3号機のプルサーマル計画(使用済み核燃料から取り出したプルトニウムとウランの混合酸化物燃料を原発で“再利用”するもの)に、佐賀県知事は同意書を公布した。同計画は愛媛県伊方原発などでも加速しようとしている。

他方、石川県志賀原発2号機訴訟で金沢地裁は、耐震設計に問題があると初の運転差し止めを命じる画期的な判断を下した。また山口県上関原発では祝島漁協らが起こしていた裁判で、原発で被る迷惑を我慢する義務はないと一部勝訴を言い渡した。

持続可能な社会をめざして、原子力政策をめぐるぎりぎりの攻防が各地で続いている。

## ストップ！プルトニウム

### コチラ佐賀県庁前テント村

三浦 正之(佐賀県唐津市議会議員)

いよいよ日本のプルトニウム政策が、核燃料サイクルが再始動してしまいそう。古川佐賀知事に県民の声を届けたい、県民に問題を知って欲しい。13日の短い期間の活動でしたが、そんな想いで取り組んだ13日間を報告します。これまでの皆さんのご支援・激励に感謝します！

#### 県庁前キャンプ・テント村設置へ

2月21日佐賀県議会初日。この日は佐賀県がプルトニウムの出口を作る同意への意思表示を示す必要があった。翌日に青森県議会や六ヶ所村議会で、国内でのプルトニウム生産を「使用済みウラン燃料の再処理工場」稼働受け入れに向けた協議が開催されるためだ。ここ数ヶ月、プルサーマルに関する質問状に回答しなくなった県。県民の声は「聞くだけ」

で、議会や首長だけの合意を取り付け、プルサーマル計画を受け入れようとしている。

県民の声よりも国策が優先される...これを許すべきではないという想いで始まったのが「県庁前キャンプ」だった。が、だれともなく言い出したこの計画。前日までも誰が何を準備するのか、いや、一週間の宿泊者すら決まらないままテントは設置された。

問題あり！反対意見あり！というのを県民に広く知って欲しい。国のスケジュールで突き進む県にブレーキをかけたい。そんな想いで動き始めた取り組みだった。

県議会の審議が本格化する前にということで、週末の3月11日にテント設置。県庁前芝生広場に集合。20人ほどの県内外の支援者が集まる。刈羽柏崎でプルサーマルを止めたという黄色い「ストップ！プルトニウム」横断幕が県庁前芝生広場にはためく。早速職員が

登場し、敷地外退去を要求。県庁に隣接した「県立図書館」横の公園へ移動し、そこでテントを設置。桜の開花も近そうだと感じられる春の日差しが心地よい。

### テント村の暮らし

公園に移ったテントにも毎日職員はやってきて、退去命令をもって来る。しかし県庁敷地内と違い「仕事上」手渡すだけで帰ってくれる。そして、地元の人たちがかわるがわるテントを訪れては「プルサーマルは嫌だ。でも意思表示の場もないし、どこへいけばいいのかなにをすればいいのかわからない」「がんばって」など声をかけてくれる。暖かいお湯やコーヒーの差し入れが絶えなかった。

県内外から「村民」がやってきてくれた。仕事を休んで、居心地のいいとは決していえないテント村へ滞在して下さる。

朝夕は県庁職員や通行者にチラシを配り、街宣。そんな毎日が続く。滞在者はかわるがわる九州各県からの支援もあり、沢山の方がリレーして下さった。

初日夜に降り始めた雨は、翌日雪に変わる。それでもテントの宿泊者は絶えずやってきてくれる。増本県議も何日かテント村から議会へ出席。

テント村は話題となり、運動は拡大した。3月19日には福島瑞穂社民党党首が地元の集會に訪れ知事にプルサーマルの中止を訴え、集會参加の1200人の「人間の鎖」が佐賀県庁を取り巻いた。佐賀県弁護士会は「プルサーマルは危険で受け入れるべきではない」とする声明も出してくれた。

知事は県議会中には受入表明できなかつたし、「計画を推進すべき」とする意見書を提出・可決させた自民党も「慎重に」と条件をつけざるを得なかつた。唐津の隣接都市、伊万里市議会からも「慎重に議論すべき」との意見書が知事に届けられた。テント村はここ

でいったん休村し、次の運動をにらむ。

県民無視。国策優先。知事を許すな！

3月26日、佐賀県知事は「お上のいうことはまちがいねえ」とばかりに経済産業省二階大臣を招き、プルサーマルの「安全性」を宣言させた。国の基準どおりに運転してきた原発で、定期検査では配管のヒビが見落とされ、耐震性の問題ありとの司法判断も示される中、この大臣の宣言は空しく響きわたるはずだった。

しかし、やはり知事は国策のスケジュール上、再処理工場を4月に動かし始めるために、プルサーマル計画に事前了解してしまう。佐賀市近辺の女性が核となり12,000人の署名が2週間という短い間に集められたが、知事はこれを結果的に受け取り拒否した。二時間以上も知事との接見を求めたが、知事室にこうとする彼女らは職員のバリケードの前に県庁ロビーから奥へは進めなかつた。

翌日の実施された抗議集會では県庁前広場を会場としていたが、県知事は出入り口に職員を並べ、県民を締め出した。条例にも規則にも、集會開催をさせないという根拠は何もない。

県民の声を無視し、国策を優先する。県庁から県民を締め出す。ここまで知事にやらせるプルトリウム利用計画とは何なのか。なぜ年度内決着を急ぐのか。来年地方統一選での改選への影響を恐れた知事が早めに判断した、とそれだけではなさそうだ。

プルトリウムの出口にめどがついたということで、六ヶ所村の再処理工場も稼働に向けて動き出した。全国の原発でもプルサーマルが動き出す口実となるだろう。まだまだ負けるわけにはいかない。県民の間に広がる不安と不満を直接知事に突きつけるべく、これから県民投票運動へとテント村の運動は発展する。

# 志賀原発2号機差止裁判勝利判決の現場から

水口ひろ子（石川県河北郡内灘町 町議会議員）

3月24日午前9時、金沢地裁に着くと200人近くの人が傍聴券を求めて列を作っていた。スーツを着た若い人の姿もあるが彼らは報道と、北陸電力の関係者。原告は自分も含め、もう顔なじみになった年配者ばかりだ。年月が感じられると同時に、若い人たちの問題意識がここにはないということが残念。わたしは抽選に漏れたけれども、原告席に入れることになった。

10時。裁判官たちが入廷し、緊張のときがやって来た。

裁判長が「主文。被告は志賀原発2号機を運転してはならない」と読み上げるのを聞いて、原告側に一瞬とまどいが流れた。原告団の団長が「頭が真っ白になった」と言っているのが私たちの状態をよく表している。しばしの空白の後、「やったー！」「すごい！」という歓喜の渦。外で待つ人たちに知らせに走る人がいる。テレビに何度も出た「勝訴」の幕。「けったくそ悪い」から「勝訴」だけしか作っていなかったのだ。

以下報告集会での岩淵弁護団長の総括からは裁判判決より は岩淵弁護士の解説

民事裁判での原発差止勝訴は初めて。もんじゅ裁判は行政訴訟であった。

松田式・金井式・大崎の方法という地震時の振動の想定方法に妥当性がなく、想定を超える地震が発生する可能性が具体的にある。昨年8月の宮城県沖地震で女川原発で観測された加速度は国の基準を越えていた。

上記の指針が疑わしいにもかかわらず、被告は何を指針に安全性を立証するのか示せていない。

多重防護が地震発生時に有効に機能するとは考えられない。

安全性の立証は三つの方法以外にないので今後も電力側に立証の方法はない。

もんじゅ裁判では取り入れなかった宮城県地震の女川原発での想定以上の揺れについて認めた。

耐震設計の不備への言及は全国全ての原発に関わるもの。

原発を止めても電機の需給関係に特段の差しさわりのあるとは考えられない。

万一地震が原因で大事故が起こった場合、福

島県から熊本県までの原告全員が許容範囲以上の被爆をし、人格権を侵害される。

この「人格権」が認められたことにより、今後日本中の人々が原発を訴えられるようになった。もんじゅ裁判では60キロメートル範囲だけを原告と認めた。

原子力安全委員会の安全審査を経たと言っても、その後起こった地震を前提としていないから安全とは言えない。など。

報告集会のあと、「裁判に勝ったからと言っても北陸電力は原発の運転をこのまま続けるだろう。しっかりと申し入れ（抗議）行動をしよう」と、急きょ、富山県の本社まで15名ほどで行った。

社長は「記者会見中」という理由をつけて会わず、広報が対応したが、わたしたちの通された部屋は、巨大なビルの片隅のダンボールが積み上げられた物置のような部屋。あまりの狭さに息苦しくなるほど。見かけの丁寧さとは裏腹な北陸電力の権威的・強圧的な顔がよく現れている。

今回の判決を重く受け止めただけに2号機の運転を中止すること

判決を受け入れ控訴しないこと

との申し入れにも

これからも安全に注意しながら運転を続ける控訴すると明言。ところが判決の内容については「まだ読んでいない」と言って、こちらの質問や意見にはほとんど答えず、「上に伝えます」と言うばかり。メモさえ取らず、わたしたちの真剣な意見や願いは、あの物置のような部屋の中に置き去りにされるのかと残念だ。

チェルノブイリの後原発に関心を持ったわたしと違い、40年にわたり能登原発反対に全生活をかけて来られた方々、結果を聞くことなく亡くなっていった方々、そんな方たちの長い闘いの上に今回の勝利がある。あきらめないで戦い続けることの大切さを教わった。

1号機差止裁判では意見陳述人になったが「司法の独立」に幻滅して2号機差止裁判の原告になることを躊躇したが、思いなおしてよかった。でも、これからまた始まる。次世代のためにわたしも息の長い脱原発への闘いを引き継いで行きたい。

# 2006年度で財政の新ルールが次々と

井奥まさき（虹と緑政策情報センター長）

## ルールが変わった

MIQというマンガを読んでいたなら「社会はルールが変わった」というセリフが出てきました。「今までコツコツと真面目に働けばいい時代から変わったのだ」というのです。この本自体は「国や世界に縛られない生き方、それは株式投資トレーダーだ」という新自由主義賛美のもので「ドラゴン桜」の「学歴主義」とともに「現状は能力を高めて勝ち抜くしかない」主義のマンガです。でも「ルールが変わった」という指摘はまさにそのとおり。

実は自治体でも大きくルールが変わりつつあります。それに対して、「弱肉強食の新自由主義の世の中になる」「格差是正反対」のスローガンを叫ぶだけでは現状に対応できません。財政ルールの変更に対応した具体的な政策が求められます。

## 3つの新ルール

### 新ルールは

(1) 地方は仕事が多くなり、不十分な財源の中でそれをこなさねばならない

(2) これからは借金はある程度自由になるが資金を自己調達していかなければならない

(3) 経営指標として連結決算で市全体の会計を考えなければならない

と要約できます。

そして、背景には「国地方合わせて1000兆円の借金」と「実感のわからない大企業中心の好景気」があげられます。

旧ルールではこうでした。

(1) 地方は国の言うままにしておけば仕事をしたふりができ、首長も住民に成果を誇れた

(2) 借金をする「ことも許可が必要であり、国や県に対して「行政効果」を説明する資料

がうまいかどうか分かれ目であった。ただ、許可さえもらえば、資金はたくさんあり、時価に比べれば安く調達できた。(ただし、途中で借り換えは許されない)

(3) 統計はほとんどが「普通会計」ベース(一般会計プラス特別会計)であり、一般会計さえ良い数字をあげていけばよかった。普通会計がきれいであれば、住民や議会からもチェックは緩い。これが地方にとって都合の悪い方向を中心にルール変更がされたのでした。

ルール1 検証 06年度(平成18年)は、第一期三位一体改革の終わり

(1) に関しては微妙です。

まずは悪いところから。

06年度で3年間に及んだ三位一体改革(補助金削除/税源委譲/地方交付金改革)は区切りがつかしました。3月議会で数字を出させて検証しましたが、高砂市では公立保育園に力を入れていたせいもあり、大幅なマイナスになりました。補助金削減に見合うだけの税源委譲は行われていません。

また、合併においても実際の予算となってくると期待していたほどの財政効果になっていない実態が明らかになっています。関連して合併特例債も兵庫県では「1割程度」というように実際には許可がおりにくく、使いにくいことも明らかになりました。

そしていずれにしても、10年後には「合併しなかった時点の交付金」に激減します。

兵庫県の勉強会で5万人程度の市で2億円マイナスという試算もでています。つまり、その市では年間2000万円以上の歳出削減をしていかなければならないということです。

そして、仕事は財源抜きに多くふってきます。「国民保護計画策定」は典型的な例です

が、小さなレベルでも「火災警報機設置義務」など財源を保障せずに仕事だけが押し付けられる例が多く見られます。

良い点からすれば、首長や地方行政、そしてそれをチェックして提言していく地方議会の能力が問われる時代がきたわけです。また、「国の議論を地方で繰り返す」というピラミッド型、公明／共産党型の政治手法が使えなくなり、地方議員それぞれの政策能力が重要になってきます。特に今年の夏には「自治体破産法」も遡上にのぼってきます。「国」の動きだけをみる時代から「地方が生き残りをかける」時代へルールは変わったのです。

#### ルール2 検証

高金利時代の再来と借金ができない時代に

国の動きを見ていると「景気回復 金利上昇」に向けて「既存の借金をなんとか減らす」という方向が見られます。

3月9日には日本銀行が「量的緩和解除」を打ち出しました。簡単に言ってこれで金の流れが悪くなり、お金が貴重になった分だけ金利は上昇していきます。この原稿を書いている時点でも住宅ローンなどじりじりと上がりつつあります。さらに「ゼロ金利」解除が行われれば、現在の低い利子から大きく変化することになるでしょう。

地方では今までは「借金の許可」がポイントでした。膨大な資料を作って「国や県」を説得し、説得ができれば「郵便貯金」をはじめとする膨大な資金がいつでも借りられたわけです。(自身の自治体がどこからお金を調達しているかをぜひチェックください)

ところが、06年度からは「許可」は「協議」に変わることによって最初の関門は少し簡単になります。

一方で、「協議」が整っていざ借りようとしても貸してくれるお金がないという事態が生じる可能性があるのが新しいルールです。

郵政改革では「ムダな国債を買うな」「民間にお金を回せ」の大合唱でした。これを逆に言えば、「金利的にも有利(郵政関係が儲けられる)な民間にはお金を貸しても、地方には貸さない」ということになります。

こうなれば、せっかくの協議をムダにするか、高い金利で民間銀行から借金するかということになってしまいます。この「借金ができない時代」についてぜひ私たちは先を見通すべきです。

#### ルール3 検証 格付けされる自治体

民間では当たり前の概念ですが、「借金できるかどうか」は今度は「その団体が信頼できるかどうか」が基準になってきます。今までは「お上」幻想で「絶対つぶれないから」ということで借金がしやすく、しかも異常な低い金利で借金ができていました。(高砂市でも0.1%という金利がありました)しかし、これからは民間企業と同じく「格付け」され、上位の団体は安い金利で、低い団体は高い金利あるいは借金できないということになります。

まず、入り口の国・県の協議で「実質公債費比率」という概念が生まれました。

今までの普通会計だけでなく、企業会計などへの借金補填分までも計算に入れようと言うのです。いわば企業でいう「連結決算」的なものです。この比率が18%を上回り、一定の条件のある自治体は「協議制に移行しない」というのです。

次に、ルール2で述べたように、今度は「民間銀行」など「貸し手」からのチェックを受けることになります。ここでもルールが変わるのです

欠点だらけの自治体会計に企業会計の理念を

これらの新ルールに対応した政策が必要となってきます。まずは、ルールの変更に伴い

「単年度会計」「大福帳」の自治体会計システムに企業会計の理念を入れる政策群が必要です。「すぐに」変えるためには以下の方法があります。

#### 1) 基金の積み立てを十分用意する

財政調整基金は、いわば「汎用貯金」です。これで一般的な箱ものの原価償却費分を積みます。しかし、財政調整基金が多いと「貯金ばかりしている」という批判が出るので、以下のような特定目的基金を積みます。

- ・ 教育施設関係の基金 耐震補強、建て替えなど将来の需要に対応したもの
- ・ 不良債権引当金 土地開発公社の暴落した土地引き取りの「損切り」部分
- ・ 退職手当基金 団塊世代後も着実な積み立てのため
- ・ 減債基金 借金返済の原資。特に利子が高騰する前に「一括返済」するような時のため(家の借金返済の繰り上げ返済用の貯金と考えたらいいでしょう)

#### 2) 基金を生み出すためにも 財政縮小を図る

国は「不交付団体を増やす」と宣言しています。いつまでも交付金がかかるのは無理です。好景気の中、税収の伸びなどに惑わされず、財政縮小を図るといった難しい舵取りが必要になります。

#### 3) 単年度でなく、5年単位で考えるために「中期財政計画」を活用

中期財政計画を単なる「予測」「切り捨ての脅し」にならないために、「5年間の事業計画一覧」などを出させ、事業の選択基準にすべきです。高砂市は規模のせいもありますが、これを実施しています。

大きな自治体ならば「1億円以上事業の予

定」を並べてもいいかもしれません。具体的になると、「どの事業を取るか」がシビアになってきます。

#### 4) 行政に企業会計意識を持たせる

いずれにしても、今までの行政会計に慣れた職員ほど、右肩上がりの時代を引きずった運営をします。この意識変革が必要です。単にバランスシートを作っても、活用しなければ意味がありません。

そして、実は行政組織でも「水道企業会計」「下水道企業会計」(自治体による)病院事業会計」とバランスシートを採用している部署があるのです。ここでは本来は企業会計的な発想で議論ができるはずなのです。特に、退職手当債を発行する自治体は「なぜ発行しなければならなかったのか。すなわち将来を予測せず、積み立てをしないで使い切ったからでしょう」と指摘することができます。

#### 次は6月議会の土地開発公社報告

以上、3月議会に向けたMLでの議論を中心に財政の新ルールについてまとめてみました。次は6月議会です。土地開発公社の報告がされることになると思います。土地開発公社にも新ルールが導入されます。また実質公債費比率の横での比較もそろそろ出そろう時期です。財政の新ルールを注目しつつ、私たちは「格差社会を肯定する経済通」ではなく「現実を見ながら、格差是正をもとめる地方議員」として何ができるかを政策化していきたいと思います。

財政はしょせん「足し算引き算」の世界です。そんなに難しいものではないのですが、どうも苦手意識が強い人が多いようです。ぜひ「ここがわからない」などの声もお寄せください。

# 児童扶養手当の給付抑制に要注意！

## - 国会で参考人として発言しました -

漢人あきこ（東京都小金井市議）

突然のことでしたが、3月14日の衆議院・厚生労働委員会で参考人として発言しました。

法案は「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」三位一体改革の補助金等の見直しと基礎年金の国庫負担の引き上げ、児童手当の対象拡大等のごった煮法です。

社民党に勤める友人からの前々日の夜の依頼で、児童扶養手当の国庫負担の引き下げに対して手当受給経験者として、また三位一体改革の不十分さについて自治体議員としての意見陳述をまとめました。虹と緑や母子家庭のネットワークからいろんなアドバイスをいただき、当事者を代表した陳述になりました。特に児童扶養手当については、三位一体の「4兆円規模の国庫補助負担金の廃止・縮減」という目標数値への数合わせに生活保護を充てようとしたら地方の反対があまりに大きく、急遽かわりの調整材料に持ち出されたもので当事者が声を出す間もありませんでした。

昨年12月の社会保障の在り方に関する懇談会での川崎厚労大臣の「アメとムチがセットされた中での児童扶養手当をできるだけ、地方と協力し合いながらやってまいりたい」という発言に象徴されるように、この間、児童扶養手当は急速に給付抑制に向かっています。

しかし、日本の母子家庭の母親の就労率は85%と先進国では最も高いのに（03年全国母子世帯等調査）平均年収は一般家庭の約3分の1の225万円と低く（04国民生活基礎調査）この格差は年々広がっています。養育費を継続してもらっている人もわずか17.7%。児童扶養手当受給者は生活保護世帯以下の収

入のケースが多く、児童扶養手当は母子家庭が不幸に陥るのを防ぐセーフティーネットの役割を果たしています。

今回の国負担率の4分の3から3分の1への引き下げで、加重負担となる自治体の窓口審査が厳しくなり、母子家庭の母親を経済的、精神的に追い込み、さらに子どもたちへの負担や被害を招くのではないかと心配です。また、給付抑制とセットのはずの自立促進・就労支援はこの3年、ほとんど機能していません。

各自治体での給付抑制への監視と、2年後から始まる受給5年での支給一部カットの見直しへの取り組みも必要です。自立支援策の有効な実施への連携も図っていきたいですね。なお、委員からの質疑は主に「児童手当の拡充（小学校6年までの引き上げと所得制限緩和で支給率90%に）の少子化対策としての効果」についてで、与党枠参考人の京極高宣さん（国立社会保障・人口問題研究所長）や大日向雅美さん（恵泉女学園大学大学院教授）さえも、「今回の拡充では効果はないが、複合的な取り組みの一つとして意味がある「政府が子ども施策に力を入れるキャンペーンとして有効」など苦しい説明をしていました。

私は児童手当拡充では効果はなく、労働時間短縮など男女とも出産・育児と両立できる働き方、家族形態や障害の有無などで差別されない子どもの平等、子育てを共有できる地域づくりが必要と答えましたが、いかがでしょう。

国民保護法関連2 議案（新潟市国民保護対策本部及び新潟市緊急対処事態対策本部条例の制定、新潟市国民保護協議会条例の制定）への反対討論

中山 均（新潟市議）

私たちは新潟の労働組合、平和運動団体、原発反対団体、地方議員などと連携して国民保護計画への市民協働パブリックコメントを作成するなど活動を重ねてきました。それらの検討を踏まえ、関連議案に反対討論を行いました。

実はこれら議案は単に、協議会設置など悪法とはいえ成立してしまった法律で義務付けられているものであり、また条例本体には委員の内容まで言及していないので、これらそのものに反対することは難しいかなと思っていました。また、篠田昭・現新潟市長は平和都市宣言をおこなったり憲法改正にも批判的な意見を述べたりしているのに、政治姿勢そのものを問うという論理展開も難しいと思っていました。

そんな中、反対の意を決したのは、MLでも紹介した通り「文民保護」の専門家たる日本赤十字社の人道法担当者が、これまで私が主張してきた論点と全く同じ発言をしてくれたこと（反対討論の中でも言及）それから増田京子さんが紹介してくれた国立市長の「計画を作らないわけではないが地域防災計画のほうが重要なので今回は見送り」という立場に意を強くしたからです。

「そもそも自治体としても平和醸成が大切」とか「無防備地域宣言」（僕自身は批判的）についてはすでに議論を重ねているので、今回は少し中味に突っ込んだ手続き論の要素が強くなっていますが、この論理展開と主張については保守系議員からも好評で、「はじめから聞いていれば俺もおまえに賛成した」と言ってくれた議員がおられました。また市長もあとで「中山さんの御意見もわれわれはしっかり受け止める必要がある」とわざわざ言ってくれました。

なお、この観点での論争は国会でも闘わされたことがなく、同じ視点で新潟選出の近藤正道参院議員が論戦を挑んでおり、担当官はたじたじとのことです。

また、反対討論に先立つ各常任委員長報告の中で、担当委員会からは「保護協議会委員には軍事に精通した人材の活用を」という意見が紹介されていたのでムカっときて、「・・・これらの観点からはむしろ国際人道法に精通している人材の方がはるかに重要。有事や国民保護といえはすぐに『軍事に精通』としか主張しないのはきわめて短絡的発想」とアドリブでこき下ろしてやりました。以下、アドリブも含め当日の討論内容です。

====以下、反対討論====

この2つの議案は、国民保護法に基づき、各自治体に設置や制定が義務づけられているものだ。したがって新潟市が他の自治体と比べてことさらおかしいことをしているわけではないし、この議案そのものに重大な瑕疵があるものでもない。また、市長は本市の保護協議会委員に法律関係者や市民公募などを加えるべきとの質問にも前向きな答弁をいただいているし、先のアメリカの未臨界核実験に対して抗議するなど、その政治姿勢についても高く評価したい。

しかし、これらの議案が法的な義務に基づいたものであったとしても、あるいは、有事法制が仮に必要なとしても、市民の本当の安全安心に直接責任を有する自治体が、この有事関連法体系や国民保護計画が持つ重大な問題点を認識しないまま、国の方針に従って淡々と保護計画を策定するならば、深刻な事態を招く恐れがある、と指摘しなければならない。

実際、そうした危険性を踏まえ、他の自治体では、保護協議会や保護計画を策定しないとまでは明言しないまでも、この国民保護法の基本的制度設計が現場よりも中央の判断や指示を優先しているという観点で、現場で起きた災害に対しては地域防災計画の充実の方がはるかに重要であるとの立場から、今議会で提案を見送っているところもある。したがって、法律違反をしるとまでは言えないが、今回は見送っていただき、執行部も議会もこの問題の重要性をあらためて考えていただきたいという立場で、以下、反対の理由を主張したい。

「国民保護」の問題を考える時、まず、戦争で一般市民がどのような状況に置かれたか、そしてそれに対して国際社会はどのように対処してきたかを検証する必要がある。

第一次世界大戦で民間人の死者の割合は全体の中で5%だった。それが第二次大戦で48%に跳ね上がり、朝鮮戦争で84%、ベトナム戦争では95%に達した。イラク戦争でも今も多くの民間人が犠牲になっている。これら2つの大戦と戦後の世界各地で起こった紛争の経験に基づいて、戦争犠牲者をできる限り少なくするために策定されたのが、ジュネーブ条約などの戦時国際人道法だ。

国民保護法では、12月議会や今議会で市長も答弁している通り、この「国際人道法」を「的確に実施する」旨規定されている。しかし実際には、保護法や保護計画の中で、国際人道法の具体的な規定については、ほとんど反映されていない。それどころか、これら保護法や保護計画の内容は、国際人道法の精神に反するものになっていることを強く指摘しておきたい。

これは私が勝手に言っているだけではない。市長も評価する新潟県の保護計画に関する電子会議室の中で、文民保護の専門家たる日本赤十字社の戦時国際人道法担当者は、次のような趣旨の発言をしている。

「自衛隊に住民等の避難への協力を求める動きが各自治体で見られるが、こうした考え方は国際人道法の基本原則に反する疑いがある。人道法の基本原則は、軍隊や軍事施設と文民・民間施設とを明確に区別し、文民や民間施設を攻撃の巻き添えから防ぐことにある。したがって、軍の輸送車輛等で文民を避難させることなどは攻撃の巻き添えになる危険があり、これが平時の自衛隊の災害派遣との大きな違いだ。自衛隊による住民保護を念頭に置かれている自治体の関係者の方々には、この点を配慮願いたい。」

さらにこの赤十字担当者は、「ジュネーブ条約は、住民を被害から守るために、攻撃する側だけでなく攻撃される側にも予防的措置を要請している。自衛隊施設に隣接して住民の居住地が密集している現状が随所に見られるが、これは明らかに国際人道法の原則に反する」という旨も述べている。

しかし国の保護法でも各都道府県のいずれの保護計画でも、このような問題意識はほとんど見られず、驚くべきことに、こうした軍事施設への攻撃の可能性やその周辺住民の安全確保策について、全く記述が無い。それどころか、こうした危惧を無視し、先般公表された新潟県の計画の最終案では、自衛隊との密接な連携を図るとの内容が当初案よりもさらに強調されたものとなってしまった。全く物がわかっていないと言わなければならないが、市長の答弁によれば、本市の計画は県や国の計画との整合性が図られることになるわけで、こういういいかげんな計画が市町村で拡大再生産されることになる。

先日も新潟港へ米軍のフリゲート艦が入港してきたが、仮に紛争が起こった際には、米軍艦船や自衛隊艦船だけでなく、その活動を支えている港湾の民間施設が攻撃されても国際法上は何も文句が言えない、というあたりまえの軍事常識を、いったいどれだけの関係者が意識しているだろうか。この写真は

1999年3月ユーゴのプリシュティナにある大きな兵舎へのNATOの攻撃が目標を外れ、近くの住宅街を直撃した時のもの。有事の際、やむを得ず軍隊との連携が必要になることはあり得たとしても、同時にそこには一定のリスクが生じることについて、きちんと理解しておく必要がある。

また、ジュネーブ条約ではさらに、「傷病者、老人、児童、妊産婦」などを戦争の影響から保護するための「安全地帯」(第4条約第14条) 文民などを戦争の危険から避難させるための「中立地帯」(同第15条) 「戦争孤児や離散児童の保護や中立国への収容」(同第24条) また、本会議でも議論になった「無防備地域」(第1議定書59条) など、文民を保護するための多岐にわたる具体的な規定が定められている。これらの規定は、先に述べたとおり、これまで世界で繰り返された紛争での多くの一般市民の犠牲という悲痛な経験に裏打ちされたものであり、私たちが「有事」における真の「国民保護」を具体的に考える上で、最も重要な参考材料になるはずだ。しかし、国の保護法にも各保護計画にも、戦時に特有なこれらの課題に対処するための規定に対応した具体的な条項は全く無いのである。

実際の紛争では、こうした人道法があってもその違反・逸脱行為がしばしばおこなわれるのも事実だ。しかしそれらの理念や内容が把握されていなければ、犠牲はより深刻となる。戦前の日本では、人道法や国際条約に対する無知が、捕虜の虐待や日本兵の玉砕・自決、沖縄戦での住民の犠牲など、多くの悲劇を生んだ。

憲法は、国際条約などの誠実な遵守を謳っているし、ジュネーブ条約においても、各締約国が軍事・非軍事教育においてこの条約の理念を広く普及し周知させる義務も謳っている(第1条約第47条)が、今のところ国内で政府がそのような周知・教育をおこなっている事実は確認できない。今ほど市民厚生常任委員長の報告によれば、「国民保護協議会には軍事に精通した人材の活用を」との意見が

あったとの事だが、これは筋違いで、今述べたような観点ではむしろ国際人道法に精通した人材の活用の方がはるかに重要であり、「有事」「国民保護」ならばすぐに「軍事に精通」だけを主張するのは、きわめて短絡的な発想だと言わなければならない。

仮に外交政策の失敗で有事が引き起こされてしまった場合、国際人道法への理解や配慮が全く無い現在の日本の有事法制の下では、敵対する武装組織に対し、わが国の一般市民を攻撃する口実や大義を与えてしまう危険があるということも理解する必要がある。

以上のような点を考えれば、「国民保護」と謳っていないながら、国も各都道府県も、実はそもそも真面目に「保護」など考えていないと言っても過言ではなく、むしろ政府の目的は別の所にあると考えるのが妥当である。国民保護を優先することなど考えていない政府の姿勢に、厳しい批判の問題意識をしっかりと持つことが、まず何よりも必要である。

今回の議案が通過した場合、設置される保護協議会によって今後実際に策定される保護計画は、条例ではないので議決案件ではない。新潟市が今後有事関連計画を整備していくにあたって、今回がわれわれ議会や議員に残された唯一の意思表示の機会だ。その唯一の意思表示の機会に、国や新潟県が提示していることと、私が主張していることと、どちらが現実の紛争の経験に基づき、どちらが国際条約の条文に合致しているか、どちらが物事を客観的に考えているか、どちらが本当に現実的か、どうか考えていただきたい。

この問題に関する本市のこれまでの対応から考えれば、いくつかの前向きな要素ももちろん評価するものの、他のほとんどの自治体と同様、淡々と国や県の方針に基づき作業が進むと思わざるを得ない。世界中で国際法や国際世論に反して侵略戦争を繰り返すアメリカに追随する日本政府に、自治体までも追随してはならない。それでは本当の国民保護、市民の保護は実現できないことを強く主張し、反対討論としたい。

## 3.12 岩国住民投票成功

### 米軍再編に立ちはだかる自治体と市民

光吉 準（市民会員）

#### 示されたNOの民意

神奈川県厚木基地の米空母艦載機の岩国基地への移転計画賛否を問う、山口県岩国市の住民投票が3月12日に行われた。投票率が50%を切ると開票されない取り決めのため投票率が注目されたが、58%を越え即日開票され、反対が87%を占めた。そして反対票は有権者数の半数を超えることとなった。

この住民投票は昨年10月明らかにされた米軍再編をめぐる関係自治体で初めて実施されたものであり、今後の米軍再編問題に大きな影響を与えることは間違いない。

出口調査によれば、投票した人の3分の1以上が自民党支持層で、その8割以上が反対票を投じている。基地との共存に理解を示していた保守層にも異論が出ているのが大きな特徴である。まさに「民意」は示されたと言えよう。

#### 追いつめられる小泉中央政府

しかし小泉内閣は住民投票の結果をことさら無視しようとしている。小泉は「どこでも住民投票をすれば『反対』ということでしょ。安全保障（政策）の難しいところですね」と相も変わらず他人事かのように述べている。ここには、住民投票実施が決まって以降、政府側から住民投票軽視の発言が続いたことが、市民の憤りを増したことや、頭越しの決定で何ら地元への説明をしてこなかったことへの反省はない。

また「安全保障は国の専管事項」であり住民投票にはなじまないとか、自治体がとやか

く言うことではないと、住民投票批判も繰り返されている。しかし日常的に騒音などの被害を受けるのはそこに住む人々であり、その住民の理解と協力がなければ基地の安定的な使用など不可能である。「そもそも国民を守るのが国防であって、地元の意思を無視して日米同盟も、安全保障もあるまい」（「琉球新報」3月13日社説「岩国住民投票・国内移転の無理が分かった」という、当たり前なのが堂々と主張されたのがこの住民投票である。

政府は、3月末に予定されている在日米軍再編の最終報告取りまとめについては、「（投票結果が）影響ないように努力していく。（日程は）変わりありません」との考えを示し、移駐計画を変更せず最終報告にこれまでどおり盛り込む姿勢を続けてきた。

しかし「中間報告」に盛り込まれた「3月まで」の最終合意は達成できず、4月以降にずれ込むことになった。自治体と市民の連携が、在日米軍再編という「国家間の問題」に大きな影響力を示している。

合併にともなう岩国市長選は4月に予定されており、今後も「綱引き」は続くだろう。しかし住民投票で示された圧倒的な反対の民意は限りなく重い。

#### 発揮される自治体と市民の力

3月5日に錦帯橋下の河川敷で「住民投票を成功させる会」が行った集会と「3.12GO!」の文字は、予想を超える1500人が参加して大いに盛り上がった。

そしてこの集まりには、第3次厚木基地爆音訴訟団らの代表が参加し、同日開かれた沖縄の名護市キャンプ・シュワブ沿岸部への移

設案に反対する県民総決起大会とも、集會中に連帯を確認しあっている。(かつて“じゅん&ネネ”で「愛するってこわい」の大ヒットを飛ばした早苗ネネさんの歌もありました)

また座間、岩国、沖縄...各地で反戦を闘う人々によって「日米軍事再編・基地強化と闘う全国連絡会」が2月に結成され、米軍再編白紙撤回を求めての連携強化が確認されている。米軍再編に反対する人々の連帯は確実に広がりつつある。

さらに自治体がこの動きの先頭に立っていることは特筆すべきことである。「これを許すと五十年、百年先も基地の街、もう我慢も限界です」と、補給廠やキャンプ座間を抱える相模原市も全市的な運動を繰り広げている。

また岩国の住民投票については「政党や特定勢力が主導してきたこれまでの『反基地運動』から脱却し、まったく政治色のない市民が立ち上がった...国の基地政策の思惑とも絡んだ大変な課題であるという認識が、市民の中に芽生えてきたのである」(「いま、はじめて民意が問われる」田村順玄岩国市議 世界4月号)といわれるように、明らかにこれまでの枠をこえた新しい動きが始まっている。

ラムズフェルド国防長官は「歓迎されない場所に米軍を駐留させない」と明言したが、今の事態をどう見ているだろうか。

市民と自治体の連携が、米軍再編・強化に大きく立ちはだかっている。それは「安全保障」をめぐる新たな構造の出現である。



(2/25 朝日新聞大阪版)

# 同性パートナーの法的保障を考える 全国リレーシンポジウム 中間報告

尾辻 かな子（大阪府議会議員）

この原稿を書いている3月中旬、私の事務所は、「Rainbow Talk 2006 同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム」の事務でばたばたとしています。

これは、全国4都市・5拠点で開催されるイベントで、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）など、日本の婚姻制度では保障されていない人間関係を築いている人たちに関する問題を話し合う場です。現時点では大阪、東京（1回目）、香川が終了したところなのですが、それぞれ、138名、210名、64名の参加があり、会場は熱気で溢れていました。

特に地方都市である高松会場が盛り上がったのが、私には嬉しいことでした。LGBTは、人口の数%から10%位いると言われております。当たり前ですが、どの地域、どの地方、どの市町村にもいるのです。これはマイノリティの人権の問題ですが、それぞれの地域の問題でもある、ということこそ是非知っていただきたいと思っております。

こうしたイベントが全国規模で開催されるのは日本では初めてということで、報道関係者も多く集まりましたが、当事者たちの切実

な体験談の数々に「こんな大変な問題があったのか!」と、驚いていたようでした。大阪会場での当事者の体験談は、毎日、朝日、読売新聞等に詳しく掲載されました。

残りのシンポジウムは、札幌（3/26）と東京（4/16）の2回。どんな話がでるのか、私も楽しみです。

別件ですが、3月27日から4月3日まで、スイスのジュネーブで行われるLGBTの活動団体による国際会議に招待されています。この会議の政治に関する分科会では、私を含め5人のパネリストがいるのですが、うち2人は緑の党の関係者です。各国の緑の党が、このLGBTの国際会議に集う予定です。また帰国後にご報告させていただきますが、是非、日本の緑のみなさんにもこの問題にご注目を頂きたいと思っております。（第23回国際ゲイ・レズビアン連盟(ILGA)世界会議 <http://www.ilga-world-conference-2006.ch/>）

Rainbow Talk 2006 同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム  
<http://homepage2.nifty.com/rainbowtalk2006/>

## 三多摩にみどりの地域政党をつくろう 第4回 オープンフォーラム

日時：4 / 22（土）13：30 開場

会場：国分寺労政会館 042（323）8515 JR中央線 国分寺駅南口5分

【第1部】14：00～16：00 「格差社会と働き方の現状（仮題）」

講師：酒井和子さん（均等待遇アクション事務局）

【第2部】16：00～17：00 「みどり三多摩設立に向けて」

主催：三多摩にみどりの地域政党をつくる会

〒187-0003 小金井市本町2-19-36市民自治こがねい気付 TEL/FAX 042-387-3787

## 市民参加で行った岡山市「事業仕分け」(試行)

### - 市民の行政参画が広がる -

光吉 準(市民会員)

2月18日、民間のシンクタンク「構想日本」の全面的な協力で、岡山市の「事業仕分け」(試行)が行われた。10をこえる自治体で構想日本は「事業仕分け」を行っているが、市民自身が「評価委員」として参画するのは初めてということで、他の自治体からの視察もあった。市民の注目度も高く、公募された市民委員には40人の定員よりもはるかに多くの応募があり、結局抽選となった。「当選」し参加したので、簡単に報告したい。

#### 行政改革推進課の意図

担当したのは行政改革推進課であったが「試行」の意図は… 簡素で効率的・効果的な行政システムに変えていくために、無駄な仕事や役割の薄れてきた行政サービスは大胆に整理する、その手始めとして事業ごとにその要・不要とあるべき実施主体を、学識経験者や市民の視点で「事業仕分け」する… というものである。

さらに初めて市民参加で行うということで、「事業仕分け」で最も実現したい内容として、次の3点が掲げられている。

？市民に行政サービスの実態を知ってもらう

？市民と問題点を共有する

？市民と共にあるべき姿を考える

そして「試行」を経て2006年度から本格実施していくことになる。

#### 時間オーバー

構想日本によると事業仕分けは4年前からスタートし、新潟県や横浜市など14自治体で

実施されている。職員からの事業の説明のあと、「明日の地方財政を考える会」(自治体職員の研究会)など外部の者が個々の行政サービスの要否などをチェックして、仕分けを行うというものである。仕分けは、？事業は不要、？必要だが民間で行う(NPO含む)、？国で行う、？県で行う、？a市で行うが見直し必要、？b現行どおり市で、という6つに分類される。

「仕分け作業の流れ」は、市職員からの事業説明 「明日の地方財政を考える会」からの質問 市民からの質問 評価 評価シート提出 結果発表である。

仕分けが行われた事業は、水質発生源常時監視業務、市営駐車場事業、指定統計の実施、(吉本興業の撤退した)三丁目劇場の管理運営、日本女性会議への市民派遣事業の5つである。

あまりに短時間の作業時間であり、これで本当に正しい評価ができるのかという疑問も生まれるであろう。現場の音がどう反映されるのか、また多数決で決める問題なのかなど、意見をどうまとめていくのかという大きな問題もある。

しかし、とにかく仕分け作業は進められた。私には「効率性」の観点だけから議論が進められるのではと危惧もあったが、質問は多岐に渡った。(もちろん費用対効果に関する質問なども結構出されたが)そして時間オーバーのなかで「評価」に移っていった。

結果としてすべての事業が「？a市で行うが見直し必要」に落ち着いたのは意外であったが…。

## 課題：市の説明能力の向上を

岡山市の事業仕分けは、言うまでもなく「試行段階」のものである。当然、いくつかの課題が残された。それはいろいろな面から検証されるべきだろうが、一番大きな課題は「市の説明能力」向上ということではないだろうか。

岡山市には行政評価システムは導入されていない。それもあってか、事業概要説明資料が不十分なものであった。たとえば事業費に「人件費」が記入されていない。それは何人の職員が何時間費やす仕事なのかということでもある。記入されていないければ当然質問が出ることになり、議論はどうしても「赤字か黒字か」に偏りやすくなる。それを避けるためにも(?)逆にどんどん示していくことが必要だ。

事業を行うには「根拠法令」が必要とされる。しかし市営駐車場事業の説明において「駐車場法」と記入することに、どれほどの意味があるのだろうか。

また「事業目的」として「駐車場難の解消」が掲げられている。しかしそれらより知りたいのは、その駐車場の位置づけである。つまり交通基本計画や都市計画、そして総合計画の中にどう位置づけられているのかの説明である。同じ市営駐車場といえども立地条件によって自ずと果たすべき役割が違ってくるが、どういう役割をこの駐車場は果たすために存在しているのか、その説明が聞きたい。

さらには市としてどうしたいから、この事業仕分けにかけたのか...という意図である。

総じて、市の政策体系のなかにどう位置づけられているのか、あるいは何故それを変更しようとしているのかという基本的な説明と、それを分かりやすく伝える基礎データが不足していた。それは単にプレゼンテーション技術の問題ではなく、その仕事の意味をさらに言えば公共性をどう把握しているかという問題だろう。

## 市民による熟議を

仕分け作業実施の前に私が要望したのは、市民の間での討論をというものだった。市民評価委員の「役割」が「質問」だけに限られていたため、せっかく意見をもって集まった市民なのに意見を言えないのでは「もったいない」と思ったのだ。

あわせて篠原一のいう「討議デモクラシー」(『市民の政治学』岩波新書)も「試行」すべきだと思ったからである。

結果的に発言者は単に質問だけを行うのではなく、自分の意見も述べていた。その意味では「市民力」が発揮された事業仕分け作業になったのではなかろうか。きちんとした情報提供と説明がなされれば、市民が市の事業に参画していく力を有していることを示した場でもあった。そして公共サービスのあり方を、市民と行政が共に考えていく出発点としての意味を持った試みであった。

岡山市事業仕分け(試行)結果は下記で見ることができます  
<http://www.city.okayama.okayama.jp/soumu/gyoukaku/>

5月19日(金) 国 - 地方政策研究会(詳細未定)

## 「カンボジア活動記」？

村田 民雄（市民会員）

昨年、前回紹介したプノンペンのスラム地域を対象に、保健衛生と絡めた「ごみ問題調査」を実施した。カンボジアのNGOと共同して、スラム地域のビレッジと呼ばれる3地区と比較対象地として非スラム地区1箇所を選んだ。調査方法は、面談によるアンケート調査だが、その後、住民と自治体関係者を中心に、ワークショップやディスカッションを重ねた。その結果は、次のとおり。

まず、ごみ質に関しては、他の発展途上国と同様、家庭から排出されるゴミの内、プラスチックの占める割合が非常に高くなっている。アンケート調査の結果、家庭ごみのほとんどがプラスチックと生ごみ（バイオマス）であった。ビンやカンは少なく、また紙もほとんどない。このアンケートと合わせてフィールドワークを実施したが、プラスチックの多さが目に付いた。通路全体がプラスチックで埋まっているといった感じだ。

では、どのような生活環境になっているかというと、次のような住環境である。

- ・ 不健康な環境
- ・ 悪臭の漂う空気
- ・ 悪い排水（特に、雨期に悩まされる）
- ・ ハエの大発生
- ・ 感染症を含めた病気

（ Dengue熱、下痢、気管支炎や肺炎など）

この地域は都市部ゆえに、蚊を媒介にした Dengue熱に罹ることがよくある。その蚊は廃棄されたプラスチックに溜まった雨水で発生する。この Dengue熱で考えなくてはならないのは、スラム地域の幼児のかなりが栄養失調であることである。栄養状態がよければ可能性の低い Dengue出血熱に罹り、死に至るケースも多い。よく罹る病気としては、Dengue熱の他、下痢、呼吸器疾患、皮膚病、腸チフス、コレラが挙げ

げられた。

カンボジアに限らず、フィリピンでも、インドネシアでも実感したことだが、容器包装のほとんどがプラスチックでできている。前回紹介した「ごみの山」では自然発火し、プラスチックが燃え続けている。ダイオキシンが発生し続けているであろうが、ダイオキシンの怖さを知っている人は皆無に等しい。例え知っていたとしても、貧困の中では、他に選択の余地はないと思われる。

ところで、プノンペン市でのごみ収集は、2003年から始まった。民間会社が実施しているものだが、当然収集してもらおうとするとお金がかかる。したがって、お金を持たないスラム地域は、収集の対象範囲外となる場合が多い。一部地域には指定された収集場所があるが、居住地から遠くうまく機能しているとはいえない。貧困が生活環境を一層悪くする現実である。

しかし、この悪い生活環境を何とか改善したいと思っている住民も多い。どこに行っても感じたことだが、所構わずごみを捨てる「習慣」がある。その問題の解決のため、住民から次のような意見が出てきた。

- ・ 不適切なごみ投棄によって引き起こされる影響についての住民意識を喚起させる
- ・ 清掃と環境浄化のため、住民参加を促進する
- ・ 各家庭でのごみ保管を進める等々。

この深刻なごみ問題解決のため、住民やコミュニティからの意見を尊重し、NGO、自治体、コミュニティ等の連携システムを構築していく計画である。

### 選挙情報

最近の選挙結果

3月26日投票

神奈川県返子市議選 森 典子さん当選

これからの選挙

4月23日投票 埼玉県春日部市議選 片山いく子さん

4月30日投票 大阪府泉南市長選挙 小山 広明さん